

# 土地改良区体制強化事業実施要綱

平成28年4月1日付け27農振第2429号  
(最終改正 平成31年3月29日付け30農振3004号)

地 方 農 政 局 長  
内 閣 府 沖 縄 総 合 事 務 局 長  
国 土 交 通 省 北 海 道 開 発 局 長  
北 海 道 知 事  
全 国 土 地 改 良 事 業 団 体 連 合 会 会 長  
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫 代 表 取 締 役 総 裁  
沖 縄 振 興 開 発 金 融 公 庫 理 事 長

殿

農林水産事務次官

## 第1 趣旨

土地改良区は、農業水利施設の管理や農業生産基盤の整備を通じた農用地の利用集積を推進する中心的役割を担う団体であり、その機能と役割が十分発揮されることが期待されている。

しかしながら、土地改良区は、未だ規模が小さく専任職員を配置できない地区も半数程度存在することから、引き続き、全ての土地改良区において、職員を配置できるように統合再編を促進するとともに、農業・農村の構造の変化や組合員のコスト意識の高まり等に対応するため、事業運営の透明化やガバナンスの強化を推進することにより、組織運営基盤の強化を図ることが必要である。

また、土地持ち非農家の増加、農業者の高齢化、地域の営農形態の多様化等に対応するため、農業水利施設の計画的かつ効率的な保全管理、所有者の所在が不明なものを含む農用地の利用集積への対応等の技術向上等による事業実施体制の強化を図ることが必要である。

このため、土地改良区自らが主体的に将来の在り方を検討するなどの地域の自助努力を促しつつ、本事業により、土地改良区の施設・財務管理の強化、受益農地管理の強化、統合整備の推進、研修・人材育成等の土地改良区の体制強化対策を実施する。

## 第2 事業の内容

### 1 施設・財務管理強化対策

施設・財務管理強化対策は、土地改良施設の円滑かつ適切な管理及び土地改良区の事業運営の透明化やガバナンスの強化を図るため、土地改良施設の診断・管理指導を行うとともに、土地改良施設の管理等に関する苦情・紛争等の対策及び財務管理強化に関する指導等を実施するものとする。

### 2 受益農地管理強化対策

### 3 統合整備強化対策

### 4 研修・人材育成

土地改良区の組織運営基盤や事業実施体制の強化を図るため、土地改良区の役職員等の資質向上のための研修等を実施するものとする。

### 5 特定被災土地改良区復興支援対策

### 6 複式簿記導入促進対策

### 第3 施設・財務管理強化対策

都道府県土地改良事業団体連合会（以下「地方連合会」という。）は、管内の実情に応じて、次の2、3、4又は第6の2の（3）に掲げる事業を行う場合においては1の委員会を設置するものとする。

なお、2の事業については、土地改良施設維持管理適正化事業（土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和52年4月20日付け52構改B第600号農林事務次官依命通知）第1に規定するものをいう。）を実施する地方連合会にあつては、必ず行うものとする。

#### 1 管理運営体制強化委員会の設置

（1）地方連合会は、国、都道府県及び株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあつては沖縄振興開発金融公庫。）の職員、地方連合会及び土地改良区等の役職員、学識経験者その他必要な者をもって構成する管理運営体制強化委員会を設置するものとする。

（2）管理運営体制強化委員会は、地方連合会が行う施設・財務管理強化対策及び研修・人材育成（第6の2の（3）に掲げるものに限る。）の内容の検討を行うものとする。

#### 2 土地改良施設の診断・管理指導の実施

#### 3 土地改良施設の管理等に関する苦情・紛争等の対策

##### （1）土地改良相談業務事業の実施

地方連合会は、土地改良関係法令等に精通した地方連合会の職員及び学識経験者を相談指導員として配置し、土地改良区等からの相談に対応するものとする。

##### （2）苦情・紛争対策専門家の委嘱

地方連合会は、近年の複雑化・高度化する相談等に対応するため、法律及び会計業務等に関する専門家に相談業務を委嘱するものとする。

#### 4 財務管理強化に関する指導等

地方連合会は、土地改良区等の財務状況の明確化・透明化を図るため、土地改良区等の複式簿記会計の導入、指導監査（土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）第21条の4第3号に規定する指導をいう。以下同じ。）の導入、非補助土地改良事業（非補助土地改良事業資金融通事務処理要領（昭和40年10月15日付け40農地B第3274号農林省農地局長通知）第2に定める事業のうち、国の補助の対象とならない事業をいう。）の推進活動及びその他の会計経理の課題の解消（以下「財務管理強化」という。）に関する次に掲げる事項を実施する。

なお、実施に当たっては、必要に応じ、会計指導員（第6の1の（3）のイに掲げる会計指導員をいう。）を活用するものとする。

##### （1）複式簿記会計に関する巡回指導

1の管理運営体制強化委員会で策定した複式簿記会計指導計画に基づき、土地改良区等に対し、巡回指導を行うものとする。

##### （2）財務管理強化相談業務

財務管理強化について、土地改良区等からの相談に対応するための窓口を設置するものとする。

##### （3）会計の専門家の配置

（1）の複式簿記会計に関する巡回指導又は（2）の財務管理強化相談業務（複式簿記会計の導入に関するものに限る。）の実施に当たっては、地方連合会に税理士等の会計の専門家を配置するものとする。

##### （4）非補助土地改良事業推進支援

###### ア 非補助土地改良事業推進計画の策定

非補助土地改良事業の推進活動を計画的かつ効率的に行うための活動計画を策定するものとする。

#### イ 推進指導活動の実施

土地改良区等の非補助土地改良事業の実施主体に対し、非補助土地改良事業制度に関する知識の醸成を図るため、現地における推進指導を行うものとする。

### 第4 受益農地管理強化対策

### 第5 統合整備強化対策

### 第6 研修・人材育成

#### 1 公募団体が行う研修・人材育成

公募団体は、次に掲げる研修等を行うものとする。

- (1) 統合整備推進研修
- (2) 施設管理研修
- (3) 財務管理強化研修

#### ア 複式簿記導入促進特別研修

複式簿記会計を導入し、土地改良区等の財務状況の明確化・透明化を図るため、土地改良区等の役職員、地方連合会職員及び都道府県職員等を対象とした研修を実施する。

#### イ 会計指導員育成研修

第3の4の(1)の複式簿記会計に関する巡回指導、第3の4の(2)の財務管理強化相談業務及び土地改良区等の指導監査を行う会計指導員を育成するため、地方連合会職員並びに土地改良区等及び国・地方公共団体の土地改良事業に係る業務経験者等を対象とした研修を実施する。

- (4) 換地関係異議紛争処理実務研修

#### 2 地方連合会が行う研修・人材育成

- (3) 監査実務等向上研修

土地改良区等の内部けん制機能及び運営基盤の強化を図るため、土地改良区等の役職員等を対象とした監査・内部点検の実務及び非補助土地改良事業の活用実務に関する研修を実施する。

- (4) 換地等技術向上研修

### 第7 特定被災土地改良区復興支援対策

### 第8 複式簿記導入促進対策

### 第9 事業実施期間

本事業の実施期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とする。

ただし、第3の4の(3)の会計の専門家の配置及び第6の1の(3)のアの研修については、平成31年度から平成33年度までの3年間に限るものとし、第8の複式簿記導入促進対策については、平成31年度に限るものとする。

### 第10 助成措置

#### 1 都道府県に対する助成措置

国は、都道府県に対し、都道府県が行う土地改良区体制強化事業の実施に要する経費並びに都道府県が地方連合会及び土地改良区に対し土地改良区体制強化事業の実施に係る費用につき補助する場合には、当該補助に要する経費について、別に定めるところにより、毎年度予算の範囲内で補助するものとする。

なお、都道府県が土地改良区及び土地改良区連合に第5の1の統合整備等の実施に係る費用につき補助する場合は、別記2の取扱要領に基づくものとする。

- 2 公募団体に対する助成措置
- 3 地方連合会に対する助成措置

国は、地方連合会に対し、地方連合会が行う土地改良区体制強化事業の実施に要する経費（1の経費を除く。）について、農村振興局長が別に定めるところにより、毎年度予算の範囲内で補助するものとする。

## 第11 国及び都道府県による指導等

国及び都道府県は、土地改良区体制強化事業の事業主体に対し適正かつ円滑な実施のための指導及び協力を行うものとする。

## 第12 報告

- 1 土地改良区体制強化事業（第3の4の（1）の複式簿記会計に関する巡回指導、第3の4の（3）の会計の専門家の配置及び第6の2の（1）の技術実践向上研修を除く。）を実施した地方連合会、土地改良区及び土地改良区連合は、その実施結果を整理し、実施年度の翌年度の4月30日までに都道府県知事に報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、1の報告及び第5の2の統合整備重点指導地区に対する指導の実施結果を実施年度の翌年度の5月31日までに地方農政局長に報告するものとし、地方農政局長は、この報告をとりまとめ、同年6月30日までに農村振興局長に提出するものとする。
- 3 複式簿記会計に関する巡回指導、会計の専門家の配置及び技術実践向上研修を実施した地方連合会は、その実施結果を整理し、実施年度の翌年度の4月30日までに地方農政局長等に報告するものとし、地方農政局長等は、この報告をとりまとめ、同年5月31日までに農村振興局長に提出するものとする。
- 4 土地改良区体制強化事業を実施した公募団体は、その実施結果を整理し、実施年度の翌年度の4月30日までに農村振興局長に提出するものとする

## 第13 委任

この要綱に定めるもののほか、土地改良区体制強化事業の実施に関し必要な事項は、別に農村振興局長が定めるものとする。

## 附 則

- 1 この通知による廃止前の水土総合強化推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2318号農林水産事務次官依命通知。以下「旧要綱」という。）に基づき平成27年度に実施した事業の実施結果の報告については、なお従前の例による。
- 2 旧要綱第3の2に基づき実施された組織基盤強化計画策定事業及び同第4の3に基づき実施された管理組織整備推進事業のうち、平成28年度以降に継続して実施するものについては、なお従前の例による。
- 3 旧要綱第3の3に基づき実施された統合再編整備事業のうち、平成28年度以降に継続して実施するものについては、この要綱による統合再編整備事業として実施する。
- 4 平成28年度における第3の4の（3）のアの非補助土地改良事業推進計画の策定については、旧要綱第4の2の（3）のイの（ア）の融資推進計画の策定をもって、これに代えることができる。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 土地改良区体制強化事業実施要綱の一部改正について（平成31年3月29日付け30農振第3004号農林水産事務次官依命通知）による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。